

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	合同会社ゲミュート	種別	児童発達支援・放課後等デイサービス
代表者	阿部 和美	管理者	高橋 由美
所在地	東京都八王子市松が谷 11-5-103	電話番号	042-682-2967

1. 総論

(1) 目的

合同会社ゲミュート（以下、「当社」とする。）は、障がい児通所支援事業運営する事業者として、業務継続計画（BCP）（以下、「本計画」とする。）を策定するとともに、緊急時に事業継続を図る上での計画を以下のとおり定める。なお、本計画の内容は自然災害発生後、72時間程度を想定するものとする。

当社は児童発達支援・放課後等デイサービスを運営しており、自然災害発生によるサービス提供の停止は、利用者にとって生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時であってもサービスの提供の継続に努める必要がある。

また、当社は災害発生時であっても、事業を継続し、職員の雇用を守る責務がある。災害時の職員の安全の確保や心身のケアに関しても、本計画の中で併せて検討することにより職員の安全・安心に繋げることができることから、利用者及び職員の利益に資することを目的として、本計画を策定する。

BCPの適用範囲

本計画の適用範囲は、合同会社ゲミュートの以下の事業所とする。

施設名 りっひ松が谷

所在地 東京都八王子市松が谷11-5-103

(2) 基本方針

利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とする。一時的に事業継続が不可能となった場合でも、業務資源の復旧状況に応じて、早期に再開を目指す。法人内の施設間で連携を行い、災害時優先業務に必要な人員、資材等の確保にあたる。

当社の運営する児童発達支援・放課後等デイサービスは、利用者の生活拠点であることから事業継続の必要性は高いものであり、原則として事業を継続することとする。そのなかでも、利用者及び職員の生命の維持に必要な業務を優先して行うものとする。

地域との連携として、近隣から災害時要配慮者の受け入れ要請があった場合は、原則受け入れるものとする。近隣住民や事業所が被災した際には、可能な範囲で援助、支援を実施することとする。また、八王子市と連携し、事業継続に必要な助言等を受けるものとする。

(3) 推進体制

災害対策本部体制（BCP を発動し事業の継続を実施する体制）

【災害対策本部】

隊長：管理者 副隊長：代表社員

役割：防災業務の適切な災害応急対策の遂行及び指揮を行う。

・情報班

班長：直接処遇職員等から選出

役割：災害対策本部、消防署、警察署などと連絡を取り、
情報を入手、報告する。家族へ状況を連絡する。

・消火班

班長：直接処遇職員等から選出

役割：火元の点検、ガス漏れの有無を確認する。
発火の防止と、発火の際の消火活動を行う。

・救護班

班長：直接処遇職員等から選出

役割：負傷者の救出、応急手当及び病院などへの移送を行う。

・安全指導班

班長：直接処遇職員等から選出

役割：利用者の安全確認及び事業所設備の損壊状況を調査・報告する。
利用者への状況説明や、隊長の指示のもと利用者の避難誘導を行う。
家族が引き取りに来た場合に、利用者の引き継ぎ対応にあたる。

・応急物資班

班長：直接処遇職員等から選出

役割：食糧、飲料水などの確保や炊き出し、飲料水の供給を行う。

・地域班

班長：直接処遇職員等から選出

役割：地域と連携し救援活動及びボランティア受入れの整備・対応を行う。

(4) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

【事業所立地場所における災害の被害想定】

作成日現在の八王子市が定めるハザードマップは以下のとおりである。

- ① 震度：●●断層地震 震度6弱
- ② 浸水・津波：多摩川氾濫により浸水想定区域内（2～5m）
- ③ 上水道：断水率

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市内計	95%	86%	52%	8%

- ④ 電力：停電率（冬夕方発火の場合）

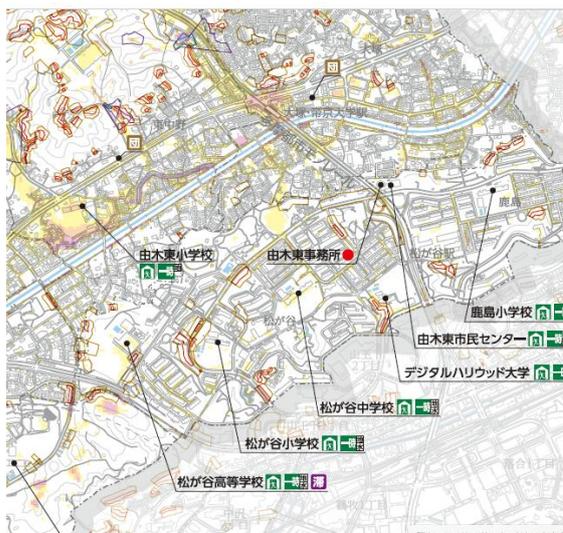
	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市内計	89%	81%	1%	1%

- ⑤ 都市ガス

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市内計	%	%	%	%

《洪水、土砂災害》 浸水想定 0.5～3.0m未満 などを記載

凡例	浸水した場合に 想定される水深 (ランク区分)	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～3.0m
		3.0～5.0m	5.0m以上	



② 被災想定

《想定される業務継続上のリスク》

リスク区分	内容
人的	<ul style="list-style-type: none"> ・死傷者が発生する可能性がある。（利用者、職員、職員の家族） ・安否不明者が発生する可能性がある。（外勤者、勤務時間外の職員など） ・道路の寸断、通行不能により、出勤や帰宅が困難となる。また、車の使用が困難となり、徒歩での移動となる。 ・（冬季・夜間・夏季など）空調機能の停止により、利用者の生命機能が低下する可能性がある。 ・（休日など）人員の不足により、業務の継続が困難となる。
物的	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊、破損個所の補修・復旧作業が必要となる。 ・津波の浸水がある場合、1階部分の使用が困難となり、他のフロアで対応する必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機能の不通により、医療機関、公的機関、取引先との連絡が困難となる。そのため、重傷者の治療ができず、また、医薬品・食糧・物資が不足する。 ・トイレの使用不能、下水道の停止により衛生状況が悪化する。 ・ゴミ、廃棄物の収集が行われなくなる。

《建物、設備被害》

建物	新耐震基準の建物である。
被害想定	<p>窓ガラスにひび割れ、壁や天井の一部が落下する可能性がある。</p> <p>施設内の棚や機器等の転倒が想定される。</p> <p>水道、ガス、電気が止まった場合、部分的に使用不能となる可能性がある。</p> <p>インターネット機器が転倒により破損したり、回線の一部がストップしたりする可能性がある。</p>
耐震措置	<p>各部屋など職員、利用者が利用する場所では設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。</p> <p>目の高さ以上に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓し、転落を防ぐ。</p> <p>破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。</p> <p>避難経路の妨げになるところに物品を置かない。</p> <p>消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。</p>

「ライフライン被害と対策」

<p>電力</p>	<p><u>被害</u> 被災直後に停電する可能性がある。</p> <p><u>対策</u> 自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用する。 その場合は、まず利用者の生命維持に必要な機器、続いてテレビ等の情報機器、冷暖房器具や冷蔵庫等を優先して使用するものとする。</p>
<p>ガス</p>	<p><u>被害</u> 揺れにより自動停止する。復旧まで1か月以上を要する可能性がある。</p> <p><u>対策</u> プロパンガス、五徳コンロなどでの代替も考慮に入れ、日ごろから備蓄を整備する。 暖房機器：湯たんぼや毛布で代用する。 調理器具：IHコンロやホットプレートを活用する。 給湯設備：IHコンロでお湯を沸かす。</p>
<p>水道</p>	<p><u>被害</u> 被災直後に断水し、復旧に1か月程度かかる可能性がある。</p> <p><u>対策</u> 飲料水：日ごろから備蓄を行い、定期的買い替えを行う。 成人が1日に必要とする飲料水は1.5～3.0リットル程度といわれているため、それを見越して多めに備蓄をしておき、被災後の運搬作業を極力削減する。 生活用水： トイレ…簡易トイレやオムツの使用 <u>衛生面への配慮</u> 【利用者】 電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。 【職員】 簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。生理用品などを備蓄しておく。 食事…紙皿・紙コップの使用 排泄物や使用済みのオムツなどを衛生面に配慮し、一時的に保管する場所を決めておく。消臭固化剤を使用し、「燃えるごみ」として処理を行う。 排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。</p>
<p>通信、 インターネット、 重要書類</p>	<p><u>被害</u> 固定電話：被災直後に不通となり、復旧に1～2週間程度かかる可能性がある。 携帯電話：被災直後から繋がりにくくなり、一部復旧に5日間程度かかる可能性がある。</p>

	<p>インターネット：被災直後に不通となり、復旧に1週間程度かかる可能性がある。</p> <p><u>対策</u></p> <p>複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備しておく。</p> <p>整備した緊急連絡網はいざという時に活用できるよう、定期的にメンテナンスを行う。情報収集には警察等の機関からのほか、ラジオを使用する。</p> <p>被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく（三角連絡法）。</p> <p>災害時優先電話を活用する。</p> <p>電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合に備え、定期的にバックアップを行う。</p> <p>PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管する（上階や、別事業所への保管など）。</p> <p>本計画を含め、いざという時に持ち出す書類を決めておく。</p>
<p>周辺道路</p>	<p><u>被害</u></p> <p>国道、主要県道などの幹線道路は全線通行止めとなる。</p> <p>その後、緊急通行車両のみ通行可能となる。</p> <p>事業所周辺の道路は、近隣住居の倒壊により通行不能となる可能性があり、復旧まで1か月以上かかる見込み。</p> <p><u>対策</u></p> <p>避難場所までの経路を複数想定する。</p> <p>物資の余計な運搬を減らせるよう、事業所への備蓄を十分にしておく。</p>

「水害対策」

対象	対応策
浸水による危険性の確認	毎月1日： 設備担当による点検を実施。
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	
暴風による危険性の確認	
外壁の留め金具に錆や緩みはないか	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

本計画は職員及び関係者と共有し、平時からBCPの内容に関する研修、BCPの内容に沿った教育及び訓練（シミュレーション）を実施するものとする。インフラ・設備・納品が止まった場合、責任者が不在の場合など、様々な状況を想定したシミュレーションを定期的に行うこととする。

教育、訓練の実施結果や意見については、本計画や各種防災マニュアルに反映させ常に改善に努めるものとする。

<その他>

消防署による消火訓練、救急法講習会、消防車見学、地震体験車等を消防署と相談のうえ行うものとする。なお、訓練の時期や開始時刻は、状況により変更する場合がある。

② BCP・見直し

最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させるなど、定期的に見直しを行う。

平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

職員、利用者が利用する場所では設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。

目の高さ以上に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓し、転落を防ぐ。

破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。

避難経路の妨げになるところに物品を置かない。消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

② 設備の耐震措置

設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月1日： 設備担当による点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	毎月1日： 設備担当による点検を実施。	
暴風による危険性の確認	毎月1日： 設備担当による点検を実施。	

(2) 電気が止まった場合の対策

被害：被災直後に停電する可能性がある。

対策：乾電池などによる対応

(3) ガスが止まった場合の対策

揺れにより自動停止する。復旧まで1か月以上を要する可能性がある。

稼働させるべき設備	代替策
給湯室	プロパンガス、五徳コンロなどでの代替も考慮に入れ、日ごろから備蓄を整備する。 暖房機器：湯たんぽや毛布で代用する。 調理器具：IHコンロやホットプレートを活用する。 給湯設備：IHコンロでお湯を沸かす。入浴はせず、清拭を行う
暖房機器	暖房機器 湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ
調理器具	調理器具 カセットコンロ、ホットプレート

(4) 水道が止まった場合の対策

被害：被災直後に断水し、復旧に1か月程度かかる可能性がある。

① 飲料水

日ごろから備蓄を行い、定期的買い替えを行う。

成人が1日に必要とする飲料水は1.5～3.0リットル程度といわれているため、それを見越して多めに備蓄をしておき、被災後の運搬作業を極力削減する。

2リットル 15本(3日分×5人分)

② 生活用水

トイレ…簡易トイレやオムツの使用

【利用者】

電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。

【職員】

簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。生理用品などを備蓄しておく。

食事…紙皿・紙コップの使用

排泄物や使用済みのオムツなどを衛生面に配慮し、一時的に保管する場所を決めておく。消臭固化剤を使用し、「燃えるごみ」として処理を行う。

排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被害：

固定電話：被災直後に不通となり、復旧に1～2週間程度かかる可能性がある。

携帯電話：被災直後から繋がりにくくなり、一部復旧に5日間程度かかる可能性がある。

インターネット：被災直後に不通となり、復旧に1週間程度かかる可能性がある。

→ 携帯電話／携帯メール／PCメール／SNS等

複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備しておく。

整備した緊急連絡網はいざという時に活用できるよう、定期的にメンテナンスを行う。情報収集には警察等の機関からのほか、ラジオを使用する。

被災地では電話が繋がりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく（三角連絡法）。

災害時優先電話を活用する。

電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合に備え、定期的にバックアップを行う。

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管する（上階や、別事業所への保管など）。

本計画を含め、いざという時に持ち出す書類を決めておく。

(6) システムが停止した場合の対策

複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備しておく。

整備した緊急連絡網はいざという時に活用できるよう、定期的にメンテナンスを行う。

情報収集には警察等の機関からのほか、ラジオを使用する。

被災地では電話が繋がりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく（三角連絡法）。

災害時優先電話を活用する。

電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合に備え、定期的にバックアップを行う。

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管する（上階や、別事業所への保管など）。

本計画を含め、いざという時に持ち出す書類を決めておく。

衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する

- ・トイレ…簡易トイレやオムツの使用
- ・電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。

【職員】

- ・簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。
- ・生理用品などを備蓄しておく。
- ・食事…紙皿・紙コップの使用

② 汚物対策

・排泄物や使用済みのオムツなどを衛生面に配慮し、一時的に保管する場所を決めておく。消臭固化剤を使用し、燃えるごみとして処理を行う。

・排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離保管しておく。

(8) 必要品の備蓄

定期的リストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【備品】

在庫量は3日分を目安とし、定期的、リストの見直しを実施する。

備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替える。

緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

本書に定める緊急時体制は、八王子市周辺において、震度7以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示によりBCP を発動し、対策本部を設置する。

当法人では災害の危険性が高まった際の、BCPの発動基準を以下のとおり定める。

- ① 八王子市において震度 7 以上の地震が発生した場合。
- ② 八王子市において大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表された場合。
- ③ 八王子市において台風による暴風警報が発表された場合。
- ④ その他、責任者が必要と判断した場合

【水害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。
- ・台風により暴風警報が発表されたとき。

管理者	代替者①	代替者②
児童発達支援管理責任者	社員	パートリーダー

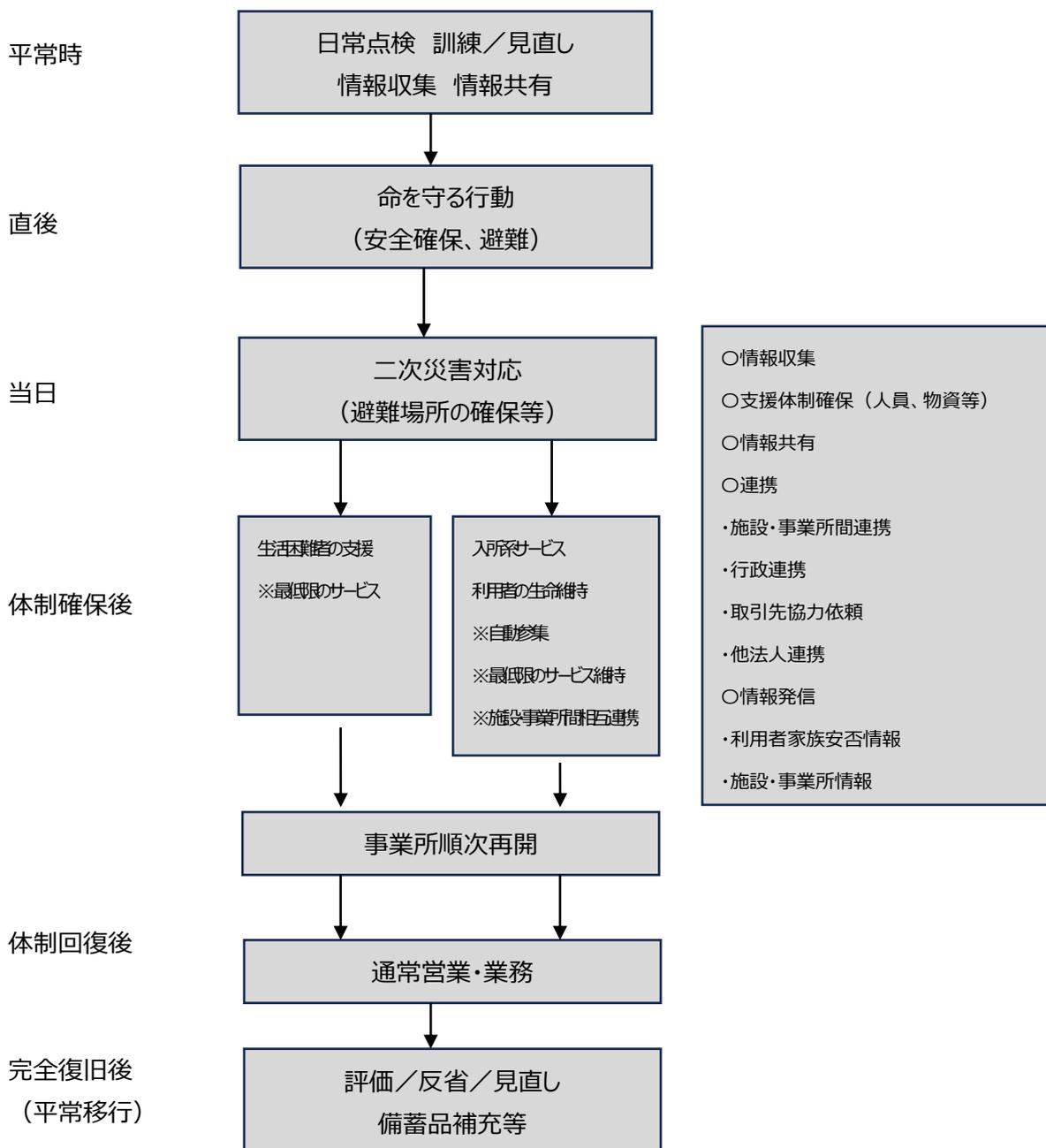
(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

当社では災害発生時の行動基準について、以下のとおり定める。

災害発生時の行動指針

1. 自身及び利用者（在宅時は家族）の安全を確保すること。
2. 二次災害への対策を行うこと。（火災、建物倒壊等）
3. 利用者の生命維持
4. 法人内施設間及び外部関係機関の連携



(3) 対応体制

【地震防災活動隊】隊長 = 施設長 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

【消火班】地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

【応急物資班】食料、飲料水などの確保に努めるとともに、炊きだしや飲料水の配布を行う。

【安全指導班】利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。

【救護班】負傷者の救出、応急手当および病院などへの搬送を行う。

【地域班】地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備・対応を行う。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
・スタジオ西八王子 ・東京都八王子市 4-15-9 ・042-404-2022	・スタジオスポーツ狭間 ・東京都八王子市狭間町 1455-2 ・042-629-9161	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】
利用者及び職員の安否確認については原則としてメール又は電話を使用するものとし、いずれも使用できない場合は NTT 災害用伝言ダイヤルを使用して行い、自身及び家族の安否、職員は出勤可否を含めて報告するものとする。

【医療機関への搬送方法】
・搬送は救急車の要請をし、救急車の要請が困難な場合、施設送迎用車両を使用して行う。
・搬送する医療機関は、日頃より連携体制が構築されている医療機関や、緊急受け入れが可能な医療機関を選択する。

② 職員の安否確認

【施設内】

・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでエリアリーダーが点呼を行い、施設長に報告する。

【自宅等】

・自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

（6） 職員の参集基準

事業所外で被災した場合であって、出勤可能な場合は安全に留意し、原則として徒歩で施設に参集するものとする。ただし、安全確保のため夜間には出勤しないこととする。

【自動参集基準の対象外】

余震や津波の危険性がある場合、自身の安全を最優先として行動する。

参集経路に津波浸水域がある場合は、無理に参集せず、津波からの避難場所に避難することとする。

なお、自宅が被災した場合は、参集しなくてもよいこととする。

施設内外での避難場所・避難方法

地震の揺れが発生した場合は、可能な限りガスを消し玄関を開けてテーブルの下へ隠れ身を守る。地震の揺れが収まった後もしくは水害等の災害の場合は、自治体の避難指示に従って避難する。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	(部屋名) 下図参照	下図参照
避難方法	下図参照	下図参照

・事業所内避難経路



・事業所外への避難経路



被災時は原則として図示したルートで整列して避難するものとする。ただし、利用者の特性を踏まえ、臨機応変に対応する必要があること及び津波や水害の場合、他所へ避難する「水平避難」よりも、建物内の高所へ避難する「垂直避難」の方がより安全性が高い場合があることに留意し避難することとする。

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	桐田小学校	
避難方法	徒歩	

避難先でも最低限のケアを継続できるよう、避難に支障のない範囲で備蓄品を持参する。服薬の管理が必要な利用者については、薬の持ち出しを確認してから避難する。また、避難の方法は徒歩を原則とする。

(7) 重要業務の継続

当社では、利用者の生命・健康を維持するため「食事・排泄・与薬」業務を重要業務として選定する。

経過 目安	発災直後	発災後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
出勤率	1 割未満	3 割程度	5 割程度	7 割程度	9 割以上
ライフ ライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員及び 利用者の 安全確認	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄 中心 その他は休止 もしくは減	一部休止 もしくは減	ほぼ 通常通り

(8) 利用者の管理(ケア)、職員の管理(ケア)

【利用者のケア】

重要業務で定めた事項のほか、職員は利用者に対し、普段と異なる様子はないか常に確認を行う。普段と異なる様子が見られる場合はすぐに管理者へ報告し、利用者のケアにあたる。

【職員のケア】

(1) 災害発生時、事業所内での休憩、宿泊場所は以下のとおりとする。

1 階 機能訓練室

(2) 長期間帰宅できず、長時間勤務となる場合、参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むように配慮することとする。職員の参集状況により、法人内の他事業所や自治体・関係団体への応援職員の依頼を行う。

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

建物・設備状況	状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
躯体被害	重大／軽微／問題なし	
エレベーター	利用可能／利用不可	
電気	通電 / 不通	
水道	利用可能／利用不可	
電話	通話可能／通話不可	
インターネット	利用可能／利用不可	

破損箇所の確認

被害のあった箇所は写真を撮り、記録する。

※後日保険請求をするために、被害を受けた建物や家財の全体と、
損害を受けた個所・物の状況（浸水位）が確認できる写真など。

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
東京都住宅公社		建物管理

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

緊急連絡先・連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）：携帯電話

利用者への安否確認の方法等（特定相談支援事業所と連携）：電話対応

※地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）との連携を行う。

【災害が予想される場合の対応】

サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定した基準：災害警報が発令された場合

※特定相談支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

・ BCPに基づき速やかなサービスの再開に努め、サービス提供を長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。

・ 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する。

・ 被災により一時的に事業所が使用できない場合は、利用者宅を訪問するなど代替サービスの提供を検討する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和8年2月1日	作成	管理者